



よくある質問とその回答

手続き

- Q** 申請者本人が窓口に行かないと、受け付けてもらえませんか？
- A** ご家族や施工業者の方でもお受けします。委任状や本人確認の書類等は不要です。ただし、申請者や工事の内容についてお聞きしますので、申請書類の内容を説明できる人がお越しください。

- Q** 支所の窓口や郵送でも受け付けてもらえますか？
- A** 書類の確認などがありますので、市役所本庁舎の住宅リフォーム窓口へ直接、必要書類をお持ちください。

申請者

- Q** 市税の滞納・所得700万円以下の要件の対象は、誰ですか？
- A** 申請者個人の納付と所得の状況を確認します。

- Q** 市税の滞納とは、何が含まれますか？
- A** 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

- Q** 住宅を共有している場合の申請者は誰になりますか？
- A** 共有している人のうち、工事の契約者が対象です。この場合、他の共有者全員の同意書が必要です。

- Q** 所有者が入院などで不在の場合は、申請できますか？
- A** 住宅の所有者が入院や単身赴任などやむを得ない理由で不在の場合は、所有者の同意を得ている人が申請できます。詳細はお問い合わせください。

施工業者・工事

- Q** 市内の施工業者とは、どのような業者ですか？
- A** 伊勢崎市内に住所を置く業者であれば、会社だけでなく、個人の業者さんなども対象です。また、市外に本社がある法人でも、市内に支店などがあれば、ご利用いただけます。いずれの業者も、市内の住所を確認できる公的な書類と、市内住所が記載されている見積書・請求書・領収書が必要です。

- Q** 施工業者が複数でも利用できますか？
- A** 施工を依頼する業者は、複数であってもご利用いただけます。見積書と業者の住所を確認できる証明書は、業者ごとに必要です（図面・写真は同一で構いません）。なお、工事完了後の実績報告にも、各



対象・対象外の工事内容

■「対象」となる主な工事

工事内容	備 考
屋根、軒天、破風、庇、雨どい、バルコニー等の塗装、改修、防水、火災防止工事	屋根材のふき替え、漆喰の補修、雪止めの設置などを含む
外壁の塗装、改修、張替え、防火構造工事	塗装のための洗浄、コーキングの補修工事などを含む
内装（床、壁、天井等）の塗装、張替え、改修、断熱、防音工事	床暖房の設置、住宅用火災警報器の設置などを含む
畳の取替え、表替え	畳の処分を含む
バリアフリー工事（段差の解消、手すりの設置など）	屋内に限る。同じ工事に対して、市の他の補助制度との重複利用は不可
キッチン、トイレ、洗面所、浴室、給湯設備等の改修、製品・機器の交換工事	製品・機器の購入のみは対象外
建具・開口部（ドア、窓、ふすま、障子等）の塗装、張替え、改修、交換工事	
住居の一部増改築、間取りの変更、耐震改修工事	建築確認が必要なものは、確認済証及び検査済証の写しの提出が必要
住宅リフォームに伴う電気工事（コンセント、スイッチ等の取付け、配線など）	壁の改修、クロスの張替えなどに伴うものに限る
住宅リフォームに伴う配管の設置、改修工事	上水道、下水道、ガス管の引き込みなど。同じ工事に対して、市の他の補助制度との重複利用は不可
その他の工事（仮設足場の設置など）	詳細は個別審査による

■「対象外」となる主な工事

工事内容	備 考
市外の法人事業所または市外に住民登録がある個人事業者に依頼して行う工事	
住居部分以外の改修、一部増築工事	店舗、事務所、賃貸住宅、車庫・カーポート、物置、納屋、プレハブ小屋、ウッドデッキ、テラス、犬走りなど
公共工事に伴う工事又は他の給付等を受けて行う工事	合併浄化槽の設置、移転補償費の対象となる移転、火災等の被災による保険金等の給付を受ける工事など
太陽光発電システムの設置、改修工事	蓄電池の設置、交換、改修を含む
薪ストーブ、蓄熱暖房機等の設置、改修工事	
家電製品の購入	エアコン等の冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ＡＶ機器、照明器具、その他の家電製品など